

平成 19 年 6 月 27 日

清酒製造業退職金共済事業業務委託契約に係る委託先公募について

1. 目的

中小企業退職金共済法第 7 2 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構清酒製造業退職金共済事業本部（以下「清退共本部」という。）は金融機関に対し業務を委託しているところであるが、清酒製造業退職金共済制度の円滑な運営と共済契約者（事業主）の利便性を一層図るため、現在業務委託を行っている金融機関に加え、新たな委託先を公募する。

2. 委託する業務

清退共本部が委託する業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 清酒製造業退職金共済証紙（以下「証紙」という。）の受払い及びその保管
- (2) 証紙の販売及びその収納金の送金
- (3) 退職金、差額給付金、証紙買戻金の支払並びに支払資金の送金
- (4) 証紙の交換及び証紙の買戻し
- (5) 前各号に付随する業務

3. 委託の要件

- (1) 委託業務の遂行に必要な関連知識、業務を的確に遂行する組織及び人員等を有していること。
- (2) 店舗窓口を持ち、受託した業務を適切に処理できる事務処理体制が確立していること。
- (3) 清退共本部が定める事務取扱要領その他指示するところにより、正確かつ迅速に取り扱うことができること。

(参考) 現在委託先

都市銀行、地方銀行、第二地方銀行の一部

4. 応募期間

平成 19 年 6 月 27 日以降 随時

※ 公募参加希望者は、代理店契約等の具体的な説明をいたしますので、下記の問い合わせ先までご連絡下さい。

(問い合わせ先)

〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1

独立行政法人勤労者退職金共済機構 清酒製造業退職金共済事業本部 経理課

E-mail: seitai-keiri@tais yokukin.jp

Tel 03-6731-2889 Fax 03-6731-2890